

平成30年8月20日

特定供給の許可について

近畿経済産業局長から、エネクス電力株式会社（法人番号 1010401095059）による別紙2における特定供給の許可申請に関する、電気事業法第66条の11の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、電力の適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第1（26）①及び②に適合していると認められましたので、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20180806 近畿第 106 号
平成 3 0 年 8 月 2 0 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定供給の許可について (回答)

平成30年8月6日付け 20180718 近畿第 24 号により、貴職から当委員会に意見を求められた特定供給の許可の申請について、電力の適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該特定供給の許可の申請については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。)第1(26)①及び②に適合していると認められました。

(別紙2)

特定供給の供給地域	
京都府	綴喜郡宇治田原町
大阪府	茨木市、大阪市（西区、西淀川区、東住吉区）、堺市（北区）、吹田市、泉北郡忠岡町、豊中市、枚方市、八尾市
兵庫県	神戸市（須磨区、中央区、東灘区）